2　清算会社は、本協定認可決定確定後１か月以内に、別紙協定債権一覧表の弁済予定額記載のとおり、各協定債権者に対する弁済を行うものとし、その弁済完了時に、別紙協定債権一覧表の弁済基準債権額と弁済額との差額について、全額免除を受ける。

なお、清算会社について、財産目録に記載されていない新たな財産が判明し、弁済事務費用を超える金額の資産を新たに形成した場合には、その換価完了後１か月以内に、別紙協定債権一覧表の弁済基準債権額に基づく按分弁済を再度行うものとする。

3　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。

ただし、振込手数料は、清算会社の負担とする。

また、按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

（別紙省略）

以上

松山地方裁判所民事第１部

監督命令

平成２５年（再）第２号

茨城県坂東市辺田700番地４

再生債務者　国際ピーアール株式会社

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　茨城県下妻市大園木2839―１　大建ビル２階　つくばね法律事務所　弁護士　門井　節夫

平成25年９月５日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（再）第３号

茨城県常総市水海道森下町4372番地２

再生債務者　瀬端　啓一

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　茨城県下妻市大園木2839―１　大建ビル２階　つくばね法律事務所　弁護士　門井　節夫

平成25年９月５日　水戸地方裁判所下妻支部

再生手続開始

平成２５年（再）第１号

三重県四日市市日永５丁目12番４号

再生債務者　株式会社三鋼

1　決定年月日時　平成25年９月６日午前10時

2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年10月11日まで

4　再生債権の一般調査期間　平成25年11月８日から平成25年11月15日まで

津地方裁判所四日市支部

書面による決議に付する決定

平成２５年（再）第１号

長崎市住吉町15番７号

再生債務者　株式会社ニル

1　決議に付する計画案　平成25年８月12日付け再生債務者提出の再生計画案（修正後）

2　書面投票期間　平成25年10月18日まで

3　議決権不統一行使の通知期限　平成25年10月11日

平成25年９月６日　　長崎地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第１号

京都府綾部市栗町平田31番地

再生債務者　株式会社マルテック

1　決議に付する再生計画案　平成25年８月９日付け再生債務者提出の再生計画案

2　債権者集会

⑴　期日　平成25年10月21日午前10時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

3　議決権不統一行使の通知期限　平成25年10月14日

平成25年９月５日

京都地方裁判所第５民事部

再生手続終結

平成２１年（再）第１号

福島県喜多方市字花園59番地

再生債務者　新会津開発株式会社

1　主文　本件再生手続を終結する。

2　理由の要旨

⑴　監督委員が選任されている。

⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。

平成25年９月５日

福島地方裁判所会津若松支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第３０号

栃木県宇都宮市西川田南２丁目27番７号

再生債務者　見目　智則

1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年９月24日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月７日から平成25年10月15日まで

宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２５年（再イ）第２９号

栃木県河内郡上三川町大字上三川3371番地１

再生債務者　柳田　　隆

1　決定年月日時　平成25年９月４日午前11時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年９月25日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月９日から平成25年10月17日まで

宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２５年（再イ）第９６号

さいたま市浦和区仲町４丁目13番11号　プリムローズＢ201

再生債務者　髙橋　哲也

1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年９月26日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月10日から平成25年10月17日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第２９号

千葉県白井市根1868番地の３

再生債務者　髙橋　利幸

1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年９月26日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月10日から平成25年10月24日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（再イ）第９１号

埼玉県川口市並木元町１番65―715号リボンシティコミュニティ

再生債務者　布施　　文

1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年９月27日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月11日から平成25年10月18日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第８号

千葉県袖ケ浦市神納1166番地６　ニューコーポ優Ｃ201号

再生債務者　積田　光紀

1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年９月27日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月11日から平成25年10月25日まで

千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（再イ）第２２号

千葉県東金市田間165―２―１　タウンコート田間Ｄ棟103号室、住民票上の住所群馬県太田市亀岡町359番地２

再生債務者　小池　清美

1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年９月27日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月11日から平成25年10月25日まで

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（再イ）第２１号

神戸市西区伊川谷町有瀬1137番地の26

再生債務者　平島　正三

1　決定年月日時　平成25年９月９日午後４時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年９月30日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月15日から平成25年10月21日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係